

次の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和2年6月16日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

静岡県観光情報アプリ開発業務委託

(2) 業務目的

個人旅行化の進展や、旅行情報収集源の主流がデジタルに移行するなど、旅行形態が変化するなか、国内外からの観光客に対して、観光デジタル情報プラットフォームに搭載した県内の施設や旅行者データ等と連携して、静岡県の観光名所をはじめ、食や文化といった魅力をPRし、県内の広域周遊や滞在時間の長時間化を促進するとともに、静岡県を初めて訪れる方でも効率よく目的地まで到達でき、静岡ならではの情報収集ができる観光情報アプリケーションの開発に関わる業務。

(3) 契約限度額

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 応募資格

次の(1)から(6)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 提案書提出時点までに、静岡県が発注する情報システム開発等の業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成11年静岡県告示第644号）の第1に定める競争入札に参加できる者であつて、「情報システム開発等の業務競争入札参加資格者名簿」の「システム開発業務」及び「システム運用・管理業務」の認定がされている者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約日までの期間において、静岡県指名（入札参加）停止基準に指基づく名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 次のいずれかを取得していること。

ア プライバシーマークの認定

イ ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステムISMS）認証

4 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課

電話番号 054-221-3638

(2) 提案競技実施要項の配布

ア 配布期間

令和2年6月16日（火）から令和2年6月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前10時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県観光交流局ホームページ上

(3) 提出書類等

ア 提出書類 提案競技実施要項による。

イ 提出期限 参加表明書：令和2年6月30日（火）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

企画提案書：令和2年7月2日（木）午後3時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション実施対象者の選定

企画提案者が5者以上の場合、企画提案書を審査し、プレゼンテーション実施対象者の選定結果について、令和2年7月6日（月）までに通知する。

(5) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションを令和2年7月8日（水）に実施する。実施時間及び実施場所は別途通知する。

(6) 優先交渉権者の特定方法

優先交渉権者は、静岡県観光情報アプリ開発業務委託選定委員会において提案内容を評価し特定する。

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

- (1) 詳細は提案競技実施要項及び仕様書による。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。